回覧

毎回町内でご活躍のボランティアの皆さんを順次紹介していきます。

ブランティアだより

2016年2月発行

vol. 03

発行 身延町ボランティア連絡協議会

身延町社会福祉協議会 住所 身延町波木井 272-1

電話 0556-62-3773

HP http://www.minobushakyo.jp/

照きかボランティアハク

ボランティアは、誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるよう お互いに支え合い、学び合う活動です。

身近なところからボランティアを始めてみませんか。

<u>朗読ボ</u>ランティア千の風

千の風は、1997年に発足した図書館と社協の朗読ボランティアです。

老人福祉施設や一人暮らしの高齢者宅に出向き、訪問朗読を行うほか、町内外での朗読会を幅広く行っています。 2008年には、社団法人 読書推進運動協議会 野間読書推進賞を山梨県で初めて受賞しています。

また、2013年には地域に密着した公衆衛生活動や福祉活動に従事している方々に助成される大同生命厚生事業団の助成金を受けられることとなり、大型紙芝居を購入、朗読活動に活用しています。

施設訪問

毎月約6回、町内各施設へ訪問活動を行っています。

この日は、紙芝居や大型 絵本、昔ながらの歌の歌詞 等を用意し、施設の方々と の交流を楽しみました。





読み物にはクイズ形式の本を取り入れると、聞いている方 たちの反応が良いのだとか。 また、歌を用意すると皆さん 口ずさんでくださるそうです。



クイズの答えは聞いている 皆さんに答えていただきま した。

個人宅訪問

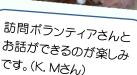
個人宅訪問は、千の風が発足して、

1,2年後に始まり、希望のあったお宅に伺っています。 今では計月3回、2件のお宅に訪問をしています。

読む内容はその日によって様々ですが、朗読を聞く方の 好みに合わせ、本を選びます。

民話や伝説などは、誰にでも受け入れられるので、よく 取り入れるそうです。





小中高校出張授業

希望のあった学校に出 張授業を行っています。



その他、地区の放談会への参加、ふれあいコールの実施など、幅広く活動をしています。



ふれあいコール

一人暮らしのお年寄に 週1回同じ曜日、同じ時間 に安否確認の電話をして います。





早いもので活動は20年が過ぎ、県内でも一番働いているグループに数えられるようになりましたが、町の高齢化は進み、地域は疲弊し、ボランティアのあり方を本気で考えなければならないギリギリのところに来てしまっているような気がします

皆さんも私たちと一緒に楽しく支え合う活動をしてみませんか?どなたでも大歓迎です。歌を一緒に歌うだけでも、話をするだけでもOKです。ぜひ、図書館・社協にご連絡をください。

en en en en en en en en

(代表 笠井京子さん)

身延町立図書館 0556-62-2141 身延町社会福祉協議会 0556-62-3773

西嶋地区ボランティアの会

せいしき え

西嶋地区ボランティアの会では公民館にて「清拭布作り※」を行っています。これらの材料は、会員各自が1年間集めた洗いざらしのシーツや手ぬぐい、木綿の下着等を段ボールや紙袋いっぱいに持って集まります。

ちょうど良いサイズにハサミを入れ、丁寧に折りたたみ、使い勝手が良いように心を込めて箱詰めします。

黙々と作業すると、毎回段ボール箱がいくつも仕上がります。 この日は15人のボランティアが集まり、作業をしました。 (代表 笠井和子さん)

※清拭布は、施設等に活用されている便利な布で、主に体を拭いた りするのに使用します。西嶋地区ボランティアさんから社協にいた だいた清拭布は、福祉施設にお渡しし、大変喜ばれました。



🚻 山梨県社会福祉協議会会長表彰受賞

今年度は第63回山梨県社会福祉大会において、山梨県社会福祉協議会会長表彰を受賞したボランティア団体が2団体ありました。この賞は、ボランティア活動、共同募金奉仕等において具体的な実践活動を10年以上継続して行っており、特に貢献した団体に贈られます。

*大野フラワークラブ



この度山梨県社会福祉協議会会長表彰を受賞致しま した。これも偏に諸先輩、また会員の皆様方の日頃の 活動が認められた受賞と思います。

この受賞を一つの励みとして、この公園(旭公園) の環境整備につとめて参りたいと思います。

(代表者 穂坂喜八郎さん)

大野フラワークラブ年表

平成4年

山梨県身延土木事務所より維持・管理を委嘱されました。 (大野区公民館活動として会員25名により発足しました。) 当初はサルビアやマーガレットの種を蒔いて育てていました。

<u>平成8年</u>

苗床の管理が大変で花屋さんから苗を購入するようになりました。

<u> 平成10年</u>

会員が次々と脱退しました。(高齢や病気のため)

<u> 平成12年</u>

公民館活動ができなくなり、解散しました。

平成13年・14年

有志による大野フラワークラブを結成しました。

現在

9名が活躍しています。(80代が多数)

*防災・災害ボランティアみのぶ

平成27年度、第63回山梨県社会福祉大会において、防災・災害ボランティアみのぶが表彰いただきました。光栄に存じます。

代々先輩方の長年携わってきました、功績の御蔭 と思い、これを機に益々継承しボランティア活動を 行って参りたいと思っております。

私共グループは現在会員19名で編成しており、 身延町社協に所属しています。防災・災害ボランティア、山梨災害ネットワーク、一般ボランティアが 有り、学習会訓練、支援活動等行っています。

防災災害関係では、平成26年度より身延町災害ボランティアセンターを設置していただきましたこと、これからも幅広く活動して参りますと共に、 日頃より声かけあい情報交換していますので、気軽に声をかけて頂きたいと思っております。

また、少しでも私共のボランティア活動が皆さまの助けとなれること「福祉は地域から」をモットーに「学び合う、助け合う、地域の輪」を再確認し、サポートしていきたいと考えております。

(代表者 谷野公子さん)



身延町社会福祉協議会からのお知らせ

昨年の11月3日、身延町総合文化会館及び芝生広場において「みのぶまつり」が開催されました。 今年度は前回まで室内に飾っていた展示物をすべて野外に展示したため、より一層の盛り上がりでした。 そして、式典においては日ごろから社会福祉の発展に功績のあった方々及び団体が表彰されました。社会福祉 協議会関係の被表彰者は次のとおりです。

> ※個人情報保護のため、個人が特定できる情報は 削除して掲載しました。

フードドライブへのご協力 ありがとうございました!

平成28年2月6日(土)第7回身延ボランティアの集いが盛大に開かれました。

当日は午前の講演内容であるフードバンクにちなんで、家庭や職場などで余っている「まだ食べられる食品」を持ち寄っていただく「フードドライブ」を開催いたしました。

今回お寄せいただいたご寄付は、下記の通りです。

•米 44.9 k g •食品 147.5 k g

乳児用オムツ 1袋

• 募金 16.044 円



たくさんのご厚意、誠にありがとうございました!

ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険の 更新時期が近付いてきました。 ボランティア保険の有効期限は 4月1日~3月31日となっています。

ボランティア活動保険とは・・・

日本国内で行われるボランティア活動においてボランティア自身がケガをしたり、他人の身体や財物に 損害を与えてしまった場合の賠償責任などを填補する団体保険です。

ボランティア活動を行う際にはご利用ください。

窓口は身延福祉センターです。

(身延町波木井 272-1)

詳しくは、下記の電話番号からお問合わせください。



身延町社会福祉協議会では、ボランティアだよりに掲載したい内容を募集しております。 団体ボランティアから個人ボランティアまで、ボランティアに関することでしたら何でも結構です。 ご希望の方は0556-62-3773(身延町社会福祉協議会 福祉センター)。までご連絡ください。

番外編!社協事業紹介「日常生活自立支援事業」

「最近物忘れがあって、通帳や印鑑などの管理が不安…」「障がいがあって色々な手続きのやり方が分からない」など困りごとはありませんか?

そんなときに利用できるのが**『日常生活自立 支援事業』**です。

認知症や障がいによって 困っていることがありま せんか。





身延町社会福祉協議会へ ご連絡ください。





担当者がご相談にのります。

◎普段の生活や普段利用しているサービスなどの情報を伺います。







支援計画作成

◎どんな支援を行うか、利用者の 状況に応じて作成します



契約締結・サービス開始





内容

①福祉サービスの利用援助(介護保険などの福祉サービス手続きをお手伝い)

②日常の金銭管理サービス(支払いや預金の出し入れなどを手助け)

③書類等の預かりサービス (通帳や印鑑、年金証書などの保管) ※1

対 象

認知症高齢者・知的障害・精神障害のある方等 のうち、自己決定能力(自分で実行する力)が 低下しているが、本事業の契約内容について判 断できる能力があると認められる方、となりま す。※2

利用料

相談や支援計画の作成は無料です。

契約締結後の<u>支援員による援助は有料</u>となります。生活保護世帯は無料です。

(1 時間: 1,000円、後 15 分毎 250円)

利用方法と契約について

事業についての相談や利用希望のある方は、 地元の社会福祉協議会にご相談ください。

まず利用者の状況を伺い、その後本人との面 談や調査等を行うことになります。

契約については原則、本人と地元の基幹的社会福祉協議会、山梨県社会福祉協議会との3者で契約※3を行います。



詳しくは、 社会福祉協議会へ お問い合わせください

- ※1 預かることの出来るものは限られます。
- ※2 判断能力を欠いているため契約できない場合は成年後見制度の利用対象となります。
- ※3 峡南地区(※富士川町を除く)在住の方については、身延町社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会となり、契約をいたします。他の市町村については地元社会福祉協議会にご確認ください。